○国土交通省告示第三百五十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	近畿自動車道　天理吹田線
供用の区間	奈良県生駒郡安堵町岡崎一九九番二から大和郡山市西町七番五まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十三日十一時

○国土交通省告示第三百六十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	近畿自動車道　天理吹田線
供用の区間	守口市大日町二丁目一五七番二三から同市大日町四丁目二四八番三まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十三日十二時

○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
八戸市大字妙字大開四七番三から同市大字市川町字和野前山一七番五五七まで	前	A　二一・八〇～一二・〇〇	一四・一〇三	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二二・〇〇～一七・〇〇	九・〇二九	
	後	A　二二・八〇～一二・〇〇	一四・一〇三	
		B　二二・〇〇～一九・六〇	九・〇二九	
		C　六・七五～一五九・二八	〇・五〇〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
陸前高田市気仙町字土手影一四八番一から同市米崎町字高畑一三二番一まで	前	A　一二・〇〇～二〇・〇〇	七八・八〇〇	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・〇〇～三〇四・〇〇	五・四六七	
	後	A　一二・〇〇～二〇・〇〇	七八・八〇〇	
		B　二〇・〇〇～三〇四・〇〇	四・五三一	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	四十五号
供用の区間	陸前高田市竹駒町字相川三七番一六から同市米崎町字高畑九四番一〇まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十三日十五時

○関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	四十号
供用の区間	茨城県猿島郡五霞町大字江川字沖ノ内二五七二番一から同町大字幸主字本田五六八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
供用開始の期日	平成二十六年三月二十日

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
長岡市川口和南津字原田一六九三番三から同市川口和南津字仏古田一〇〇七番二まで	前	A　九・二〇～五三・四〇	一・〇四二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　九・二〇～五三・四〇	一・〇四二	
		B　一七・六〇～五三・二〇	〇・八八七	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	八号
供用の区間	滑川市追分三八三二番一から同市稲泉一一四五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十六年三月二十日